

判決年月日	平成28年12月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成27年(ネ)10123号		

○ 自らの性犯罪被害等を著述した2冊の書籍（ノンフィクション小説）の著作者兼著作権者Yが、性犯罪被害をテーマにした本件映画を製作したXに対し、著作権、著作者人格権、人格権及び本件映画製作前に成立した合意に基づき、本件映画の上映等の差止め、マスターテープ等の廃棄を求めるとともに、著作者人格権侵害の不法行為及び上記合意に係る債務不履行による損害賠償を求めた訴訟において、Yの請求を一部認容した原判決に対し、Xが控訴したところ、原判決を変更し、著作権、人格権及び上記合意に基づく差止めの対象をより限定するとともに、著作者人格権に基づく差止め及び上記合意に基づく廃棄の各認容部分を取り消した事例

（関連条文）著作権法20条，21条，22条の2，23条，26条，27条，28条，112条，113条，民法415条，709条，710条

（関連する権利番号等）なし

### 判 決 要 旨

1 被控訴人Yは、本件著作物1及び2（本件各著作物）の著作者であり、本件各著作物は、性犯罪被害を受けた被控訴人Yのノンフィクション小説である。

控訴人Xは、テレビディレクター兼プロデューサーであるが、プライベートでも劇場用映画を製作している。

控訴人Xは、かねてから本件各著作物を映画化した作品を製作しようと考え、被控訴人Yに話をもちかけていたが、なかなか実現に至らなかった。その後、控訴人Xは、平成26年2月から3月にかけて開催予定の本件映画祭において上映するための映画を製作するに当たり、本件各著作物の映画化の話を具体化させ、平成25年8月頃、被控訴人Y及び本件各著作物の出版元の担当者に相談した。

控訴人Xは、本件映画祭に向けて、性犯罪被害をテーマにした本件映画を製作した。

2 被控訴人Yは、控訴人Xに対し、

（1-1）本件映画は、本件各著作物の複製物又は二次的著作物（翻案物）であると主張して、本件各著作物について被控訴人Yが有する著作権（複製権，翻案権）及び本件各著作物の二次的著作物について被控訴人Yが有する著作権（複製権，上映権，公衆送信権〔自動公衆送信の場合にあっては，送信可能化権を含む。〕及び頒布権），並びに本件各著作物について被控訴人Yが有する著作者人格権（同一性保持権）に基づき、本件映画の上映，複製，公衆送信及び送信可能化並びに本件映画の複製物の頒布（本件映画の上映等）の差止め（著作権法112条1項）を求めるとともに、本件映画のマスターテープ又はマスターデータ及びこれらの複製物（本件映画のマスターテープ等）の廃棄（同条2項）を求め、

（1-2）本件映画は、被控訴人Yの人格権としての名誉権又は名誉感情を侵害するとして、同人格権に基づき、本件映画の上映等の差止めを求めるとともに、本件映画のマスタ

テープ等の廃棄を求め、

(1-3) 本件映画製作の前に被控訴人Y・控訴人X間に成立した本件各著作物不使用の合意に基づいて、本件映画の上映等の差止めを求めるとともに、本件映画のマスターテープ等の廃棄を求め、

(2) 著作者人格権(同一性保持権)侵害(本件各著作物を被控訴人Yの意に反して改変されたこと)の不法行為による損害賠償金400万円(慰謝料300万円と弁護士費用100万円)及び遅延損害金の支払を求め、

(3) 債務不履行(控訴人Xが被控訴人Yとの本件各著作物不使用の合意に違反して本件映画を製作したこと)による損害賠償金(精神的苦痛に対する慰謝料)100万円及び遅延損害金の支払を求めた。

3 原審は、

(1-1-a)著作権及び著作者人格権に基づく本件映画の上映等の差止請求については、原判決別紙エピソード別対比表3, 4, 6及び7の本件映画欄に記載の表現を含む本件映画の上映等の差止めを求める限度(ただし、著作者人格権に基づく差止請求は、本件映画の複製の差止めを求める限度)で認容し、

(1-1-b)著作権及び著作者人格権に基づく本件映画のマスターテープ等の廃棄請求については、原判決別紙エピソード別対比表3, 4, 6及び7の本件映画欄に記載の表現を含む本件映画のマスターテープ等の廃棄を求める限度で認容し、

(1-2-a)人格権に基づく本件映画の上映等の差止請求については、原判決別紙侵害認定表現目録1及び2の①～③に記載の表現を含む本件映画の上映等(ただし、本件映画の複製を除く。)の差止めを求める限度で認容し、

(1-2-b)人格権に基づく本件映画のマスターテープ等の廃棄請求については、これを棄却し、

(1-3-a)本件各著作物不使用の合意に基づく本件映画の上映等の差止請求については、原判決別紙確定稿対比表の赤色部分、緑色部分及び水色部分の表現を含む本件映画の上映等の差止めを求める限度で認容し、

(1-3-b)本件各著作物不使用の合意に基づく本件映画のマスターテープ等の廃棄請求については、原判決別紙確定稿対比表の赤色部分、緑色部分及び水色部分の表現を含む本件映画のマスターテープ等の廃棄を求める限度で認容し、

(2)著作者人格権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求については、55万円(慰謝料50万円と弁護士費用5万円)及び遅延損害金の支払を求める限度で認容し、

(3)本件各著作物不使用の合意違反の債務不履行に基づく損害賠償請求については、これを棄却した。

4 原判決に対し、控訴人Xのみが控訴した。

5 本判決は、大要、次のとおり判断して、原判決を変更し、著作権、人格権及び本件各著作物不使用の合意に基づく本件映画の上映等の差止めの対象をより限定し、著作者人格

権に基づく本件映画の複製の差止め及び本件各著作物不使用の合意に基づく本件映画のマスターテープ等の廃棄の各認容部分を取り消した。

(1-1-a-1) 被控訴人Yが、本件各著作物毎に整理した別紙エピソード別対比表4-1及び4-2(別紙対比表4-1及び4-2)に基づき、著作権及び著作者人格権侵害の主張を再整理したことを踏まえて、著作権侵害及び著作者人格権侵害の成否を検討すると、別紙対比表4-1のエピソード3において、本件著作物1と本件映画とは、「翻案該当性」欄記載の②～⑤の著述(描写)とその順序の限度で共通し、同一性がある。そして、本件著作物1の著述中の同一性のある部分は、それぞれの著述だけを切り離してみれば、事実の記載にすぎないようにも見えるが、全体としてみれば、自ら助けを求めた元恋人から尋ねられたにもかかわらず、性犯罪被害に遭った事実を告げることができず、うなづくことと「ごめんなさい」を繰り返すことしかできない性犯罪被害直後の被害女性の様子と、助けを求められて駆け付けたにもかかわらず、何も助けることができなかったというやり場のない怒りを、大声を出すことと物にぶつけるしかない元恋人の様子とを対置して、短い台詞と文章によって緊迫感やスピード感をもって表現することで、単に事実を記載するに止まらず、被害に遭った事実を口に出すことの抵抗感や、被害に遭ってしまった悔しさ、やるせなさ、被害者であるにもかかわらず込み上げてくる罪悪感をも表現したものであり、被控訴人Yの個性ないし独自性が表れており、思想又は感情を創作的に表現したものと認められる。本件映画のうち、別紙対比表4-1のエピソード3の本件映画欄の描写(ただし、冒頭3行を除く。)は、上記表現上の共通性により、本件著作物1の上記同一性のある部分の表現上の本質的な特徴の同一性を維持しており、これを翻案したものである。

別紙対比表4-1及び4-2のエピソード3, 4, 6及び7について、同様に順次検討すると、別紙翻案権侵害認定表現目録記載1～7の本件映画における表現は、それに対応する本件各著作物の著述を翻案したものである(原判決が翻案権侵害を認めた本件映画の表現のうち、①別紙対比表4-1及び4-2の各エピソード3の本件映画欄の冒頭3行(上記のとおり、本件各著作物の著述と共通する描写とはいえない。)のほか、②別紙対比表4-1及び4-2の各エピソード6の本件映画欄の末尾5行(別紙対比表4-1のエピソード6の本件著作物1欄の著述は、30頁以上離れた2つの著述から成るが、これを一体のものとして本件映画と対比することは相当でない。この末尾5行は、後半の著述部分に対応する描写であるが、後半の著述部分に創作性はないし、別紙対比表4-2のエピソード6の本件著作物2欄の著述と共通する描写ともいえない。)については、翻案権侵害を構成するものではないとした。)

したがって、著作権に基づく本件映画の上映等の差止請求は、別紙翻案権侵害認定表現目録記載1～7の表現を含む本件映画の上映等の差止めを求める限度で理由がある。

(1-1-a-2) 著作権法20条、113条1項によれば、本件各著作物について被控訴人Yが有する同一性保持権に基づいて請求することができるのは、本件映画の複製物の頒布の差止めにとまり、本件映画の上映、複製、公衆送信及び送信可能化の差止めを求め

ることはできない。そして、控訴人Xのみが控訴した本件においては、本件映画の複製物の頒布の差止めを認めなかった原判決を控訴人Xの不利益に変更することは許されない。

(1-1-b) 著作権に基づく本件映画のマスターテープ等の廃棄請求は、別紙翻案権侵害認定表現目録記載1～7の表現を含む本件映画のマスターテープ等の廃棄を求める限度で理由がある。

(1-2-a) 被控訴人Yは、人格権としての名誉権に基づいて、原判決別紙侵害認定表現目録記載の場面のうち名誉権侵害に係る表現を含む限りにおいて、本件映画の上映等(ただし、本件映画の複製を除く。)の差止めを求めることができる。名誉権侵害に係る表現は、同目録記載1においては、その表現全部であるが、同目録記載2においては、その表現全部ではなく、「おちんちん」との表現に限られる。

(1-3-a) 原判決別紙確定稿対比表の赤色部分、緑色部分及び水色部分には、本件各著作物の記載と同一とも同趣旨とも認定できないもの、本件映画の該当箇所に脚本に対応する描写がないものなどが含まれており、本件映画において、本件各著作物の場面・台詞が使用されているのは、別紙合意に基づく差止一覧記載の赤色部分、緑色部分及び水色部分の限度である。

(1-3-b) 本件各著作物不使用の合意に係る意思表示がされたメールを子細に検討しても、控訴人Xが本件各著作物の場面・台詞を使用した映画が製作された場合に、これを固定した媒体を廃棄する旨を合意したことを認めることはできない。したがって、本件各著作物不使用の合意に基づく本件映画のマスターテープ等の廃棄請求は、理由がない。